学割

◆学割制度の概要◆

　学割は、中学校の生徒が対象となり、学校へ申請をすれば「学校学生生徒旅客運賃割引証」を受けることができます。ＪＲに片道 100km を超えて乗車する場合に、「学校学生生徒旅客運賃割引証」を提出すれば、運賃が２割引になります。

　乗車券を購入する際には、乗車券１枚につき「学校学生生徒旅客運賃割引証」が１枚必要になります。行きと帰りで別々に片道切符を購入する場合は、「学校学生生徒旅客運賃割引証」が２枚必要になりますので、「学生割引証発行願」を２枚提出してください。

◆申請方法◆

① 「学校学生生徒旅客運賃割引証」が必要な場合、まず担任の先生に伝え、「学生割引証発行願」を受け取ります。学校のウェブサイトに掲載されている様式を使用していただいても構いません。
② 申請日や保護者氏名等、必要事項に漏れがないように「学生割引証発行願」に記入します。
③ 「学生割引証発行願」の記入ができたら、担任の先生に提出します。「学校学生生徒旅客運賃割引証」の発行には時間がかかりますので、購入日より余裕をもって申請をしてください。
④ 担任の先生から「学校学生生徒旅客運賃割引証」を受け取ります。

◆乗車券の購入方法◆

　乗車前に「学校学生生徒旅客運賃割引証」と「身分証明書」を提出して、学生割引乗車券を購入してください。乗車後は購入できません。乗車するときは、「身分証明書」を携帯してください。

学　生　割　引　証　発　行　願

年　　月　　日

一宮市立千秋中学校長　様

保護者氏名

下記のとおり旅行をしますので、学生割引証の発行をお願いします。

乗車船区間	駅から 経由 駅まで
乗車券の種類	片道　　往復　　連続　　周遊　　（必要枚数　　　枚）
学年　組　番号	第　　学年　　組　　番
身分証明書番号	
使用者の氏名及び年齢	（　　才）
旅　行　期　間	年　　月　　日（　　）　～　　年　　月　　日（　　）
旅　行　先	
旅　行　目　的	

学級担任

転校（転居）の手続き

◆引越しが決まりました。どんな手続きをするの？◆

～千秋中学校から校区外への転出～
転居が決まったらできるだけ早く学校へ連絡してください。
（新しい住所や学校名・転居の時期など、分かっていればお知らせください。）
学校では、転校に必要な書類の作成や教材費等の精算をします。

◇転居前に・・・
- 教材費等の精算をします。
- 学校で次の書類を受け取ります。

① 在学証明書
② 転学児童（生徒）教科用図書給与証明書

電話ではこんなことを伝えるといいですね
- 生徒名、学年、生年月日
- 保護者名
- 転校前の学校名
- 転校する日（予定）
- 保護者連絡先（転校前・後）など

◆転校される方へ◆
転居が決まったら、保護者の方からも転居先の学校へ連絡してください。手続きがスムーズに進みます。

◇転居後は・・・
- 転居先の市区町村役場等で転入及び転校の手続きをします。

③ 入学通知書を受け取ります。
- 転校先の学校へ行き、書類①・②・③を提出します。

※ 住民票の異動をすると、その日から転居先の学校へ通うことになります。

◆今まで使用した教科書はどうする？◆

転居先の学校でも同じ教科書を使用する場合は、持っている教科書を引き続き使います。引越しの際に処分しないようご注意ください。
また、転校先でもスポーツ振興センターの災害共済給付制度の契約は継続されます。

◆２学期途中に引越しをします。今学期中は今の学校に通わせたいけれど…◆

在学中に校区外に引越しをした場合、お子さんは住所により指定された学校に就学をするのが原則ですが、教育上配慮が必要な場合は、保護者の申請により、区域外就学（市外転出）または学区外通学（市内転出）が認められる場合があります。

このような場合は、事前に学校へご相談ください。

◆引っ越したけれど学校は同じ。学校へ連絡したほうがいい？◆

～千秋中学校の校区内の転居～
転居が決まった場合は、できるだけ早く学校へ新しい住所をお知らせください。

＊一宮市　学校教育課のウェブサイトもご覧ください。

就学援助制度

お子さんを学校へ通わせる上で、必要な費用を支払うことが経済的に難しいご家庭に対して、一宮市から援助を受けられる制度です。

◆どういう場合に援助が受けられるの？◆

主な認定条件として、以下の項目があります。

生活保護を受けている方
市民税が非課税または減免された方（世帯全員について）
固定資産税が減免された方
国民年金保険料が免除された方
児童扶養手当を受けている方
所得額が市の定める基準額以下である方（世帯全員について）

詳しいことは一宮市教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

◆どんな援助が受けられるの？◆

学校給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、野外教育活動費、医療費などが支給されます。

◆援助を受けるにはどうしたらいいの？◆

申請書兼世帯票に必要事項を記入し、中学校または一宮市教育委員会学校教育課へ提出します。申請書兼世帯票は、中学校または一宮市教育委員会学校教育課にあります。

◆いつから援助を受けられるの？◆

認定要件を審査し、援助の対象となった場合は、基本的に申請月の翌月１日より援助を開始します。

◆気をつけることはありますか？◆

転出される場合や認定要件がなくなった場合、世帯に変更があった場合などは、速やかに中学校または一宮市教育委員会学校教育課までご連絡ください。

◆どこに問い合わせたらいいの？◆

一宮市教育委員会　学校教育課（一宮市役所本庁舎４階）へお問い合わせください。
　　<電話　　８５−７０７２>